

# 篠山市立味間小学校におけるインターネット利用上の個人情報保護に関する要項

篠山市立味間小学校

## 第1条（目的）

本要項は、児童の情報活用能力を育成し、篠山市立味間小学校（以下味間小学校という）の教育活動の振興を図るため、インターネット取り扱いについての発信に関し、個人情報を保護する観点から、必要事項を定めることを目的とする。

## 第2条（インターネット利用の基本）

味間小学校においてインターネットを利用するに当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- （1）児童の情報活用能力の育成を図り、開かれた学校の推進、国際理解教育の推進、総合的な学習の推進等の教育課題の推進に寄与するように努めなければならない。
- （2）教育上有害な情報の取り扱いについては、指導の徹底を図り、有害な情報に接続できないように工夫する事を特に留意する。
- （3）児童及び関係者の個人情報の保護に努める。
- （4）法令等を遵守するとともに法令等に記されている権利を行使する。
- （5）個人的な情報発信や営利目的の利用など、本校の教育目的からはずれた利用は禁止する。

## 第3条（個人情報の定義及び保護）

- （1）児童の個人情報とは、児童等個人が特定できる情報（氏名、住所、電話番号、写真、所属、出席番号等）のことをいう。
- （2）インターネットで発信する児童の個人情報の範囲は、次の各項に定めるところによる。

### ①氏名

原則として名（かな）を用い、姓は使わない。ただし、同名の場合は姓の一部を（ ）で表記する場合がある。

### ②意見・主張等

児童の意見、考え、主張については、教育上の効果が認められる場合において発信することができる。

### ③写真

写真を使う場合は、顔と名が一致するような公開の仕方は禁止する。

### ④住所、電話番号、生年月日、趣味、特技、その他の個人情報は発信しないものとする。

ただし、電子メールで相手が特定される場合には、必要に応じて、年齢、趣味、特技などの自己紹介程度の個人情報を発信することができる。

- （3）インターネットによる児童等の個人情報を発信する場合は、本人及び保護者の同意を前提として、教師の指導のもとに発信するものとする。その際、インターネットによる発信の意義と危険性について周知を図るものとする。
- （4）保護者同意書については、4月に保護者氏名、押印により**1年間保管**する。

#### 第4条（教師による指導の徹底）

- （1）インターネットを利用する場合には、他人の中傷をしない、著作権・知的所有権に配慮するなど、インターネットにおける基本的モラルに留意するとともに、児童の情報モラルの涵養を図るものとする。
- （2）児童がホームページや電子メールで発信するデータや情報は、教師の確認を経て、外部に発信するシステムを構築するよう努める。
- （3）インターネットの特性を考慮し、教育上有害な情報の取り扱い等の指導を徹底するとともに、ブラウザソフトセキュリティー機能を利用して、教育上有害な情報にアクセスできないよう努める。

#### 第5条（インターネットの主な利用形態）

インターネットの主な利用形態は、次に定めるものとする。

- （1）情報の発信  
各教科や特別活動での学習事項のまとめ等を、学校のホームページで発信する。
- （2）情報の受信  
学校のホームページに対する意見等を広く一般から受信する。
- （3）情報検索及び収集  
ホームページ・電子メールを利用して、国内外の学校等と交流する。

#### 第6条（取り扱い責任者）

学校長は、インターネットの利用の適正を図るため、インターネットの利用の適正を図るため、インターネット取り扱い責任者を置くものとする。

#### 第7条（インターネット推進委員）

校長は、インターネットの活用の適正化と推進を図るため、校内に別に定めるインターネット推進委員会をおくものとする。インターネット推進委員会は本校の校長、教頭、情報担当者、ホームページ作成委員で構成するものとする。推進委員会は次の事項を協議する。

- （1）インターネットの取り扱いにかかわる基本事項
- （2）情報の登録・更新・抹消の審議
- （3）その他、インターネットの推進に係わる基本的事項

#### 第8条（ホームページ上での要項の明記）

本要項を学校のホームページ上で必ず明記するものとする。

付則

- 1 この要項は、平成22年7月6日から施行する。